

4月の無料相談

※29日(木・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 8日(木)・22日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	20日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	21日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	19日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	9日(金)・16日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	26日(月)	10:00~12:00	

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日(28日を除く) 10日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
法律相談	22日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	9日(金)・23日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	9日(金)・23日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
DVヘルプライン(電話相談)	15日(木)	13:00~16:00 ☎827-2525		配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること

特定商取引法の改正で 『過量販売』という規制ができました!

消費生活センターから

☎823-3928

過量販売とは、訪問販売で日常生活に必要な大量の商品などを買わされたり、次々とやって来る業者から商品などを売りつけられたりするものです。

過量販売には次のような例があります。

1. 一回の契約で大量に販売

使いきれないほどの健康食品や化粧品を買わされたり、まとめて数年分の学習教材の契約をさせられる。

2. 同じ業者が何度も訪問

「前に買ってもらった物よりいい商品が出た」などと業者に勧められるまま、繰り返し契約させられる。

3. 違う業者が入れ替わり訪問

数年前に床下工事をした後、関連業者やメンテナンス業者と名乗る業者が来て、いろいろな工事の契約をさせられる。

このような過量販売の契約は、これまでクレーン

グ・オフ期間(訪問販売は8日間)を過ぎてしまうと、「ウソの勧誘を受けて契約した」、「契約書がない」、「契約書の記載事項に不備がある」など、勧誘方法や契約上の問題がなければ、解除することが難しい状況でした。

しかし、平成21年12月1日から特定商取引法が改正され、過量販売の契約後1年以内であれば、契約を解除できることになりました。

過量販売にあたるかどうかは、商品やサービスの性質や購入者の生活事情などによって異なりますが、過量販売と思われるときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。

